

質疑・討論における発言の作成等について

自治労青年部・女性部

定期総会等での発言の作成の際の留意事項は以下のとおりです。ご参考ください。

- ・発言の時間はおおむね5分（長くても7分）程度でお願いする予定です。
- ・議事日程の都合上、すべての代議員・県本部の発言の時間を取ることは、心苦しいですが困難と言わざるを得ません。
- ・発言の際はぜひとも要点や事項を明確にし、発言いただければと思います。
- ・発言の作成の際（特に方針の補強・反対意見の際の各県の運動等に関する発言）はぜひ以下の点に留意して作成をお願いします。

① 「〇〇をした・〇〇が成功した」などの報告にとどまるのではなく、運動を実施する 過程の中での自分や仲間たち（役員や組合員等）にどのような変化・成長・気づきがあったかなどにも着目し、運動の総括（振り返り）を踏まえた発言の作成をお願いします。

その際には、各県本部の仲間と一緒に振り返りながら作成をするなど、発言を作ることを目的とせず、運動の振り返りをし、次へつなげることを目的として発言作成をお願いします。

② 自分たちの課題や伝えたいことが何か等を考えて発言作成をお願いします。

- ・ どうしてその取り組みをやろうと思ったのか（目的意識）
- ・ 「できた・できない」だけではなく、「なぜできた（できなかった）か」
- ・ その過程でどのような気づき・学び・仲間の成長・苦難等があったかを具体的に
- ・ そのうえで聞き手に何を伝えたいのかを意識して作成する。

③ 「何もしていない・できなかったから発言はない」ということではありません。

- ・ どうしてできなかったのか、やろうと思えなかったのか等こそがとても大切です。 その気づきを率直に発言してみてください。その際には根底にはどういった課題があるのか等深堀をしてみてもいいかもしれません。互いに学びあえる討論の場としたいと思っています。

④ 無理にかっこいい発言を作ったり、体裁に気にする必要はありません。むしろぶつかりや失敗などを正面から捉えた内容やそのうえでどう乗り越えたか（どう乗り越えた） と思っているのか）等も踏まえて発言をもらえると仲間の気づき・学びにつながります。